

「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012-2016）」の概要

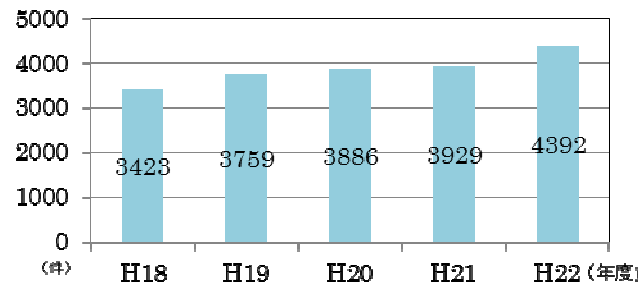
府の取組みの経過

- H12年 9月 大阪府「女性に対する暴力」対策会議を設置（構成9課5所⇒現在は13課6所）
- H13年 4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」成立
- H14年 4月 配偶者暴力相談支援センター（支援センター）機能を9施設に整備
⇒（現在）女性相談センター、子ども家庭センター（6箇所）の7箇所
- H16年 12月 改正「配偶者暴力防止法」施行、国基本方針の策定
- H17年 11月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
- H20年 1月 改正「配偶者暴力防止法」施行（市町村の役割の強化、保護命令制度の拡充等）
- H21年 5月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定
- H24年 3月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定

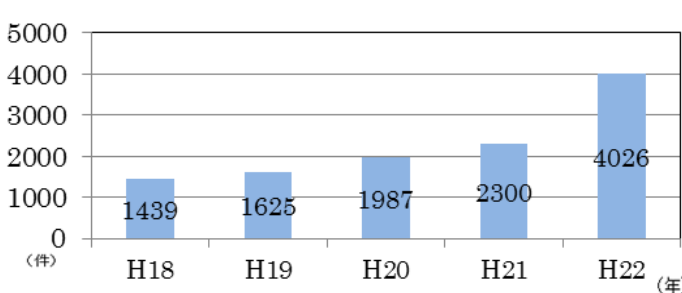
府における配偶者暴力の現状

相談の状況

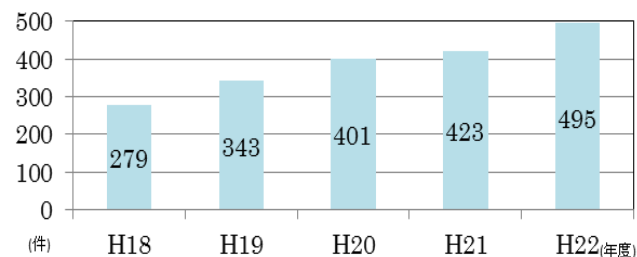
①配偶者暴力相談支援センター



②警察



一時保護の状況



保護命令の状況

年	全 国		大阪地裁	
	事件既済数	保護命令数	事件既済数	保護命令数
H18	2769	2208	284	248
H19	2757	2186	319	278
H20	3143	2524	306	256
H21	3087	2411	262	211
H22	3114	2434	311	260
比率	100%	100%	10.0%	10.7%

改定に当たっての基本的認識

- ◇配偶者暴力防止法の成立から10年が経過するなかで、配偶者暴力は徐々に顕在化し、相談件数は増加の一途を辿っている。また、大阪は、保護命令件数が全国で最も多く、全国の1割を占めている。
- ◇配偶者からの暴力が子どもに与える影響は重大であり、被害者の子どもへの配慮が求められている。
- ◇このような状況を踏まえ、
 - ・府と市町村が相互に連携し施策を推進する。
 - ・配偶者暴力防止に関する更なる意識啓発に努める。
 - ・被害者の保護及び自立支援の更なる充実に努める。

改定のポイント

府と市町村の役割分担の基本的な考え方を明らかにするとともに、被害者の子どもへの支援、若年層や男性への対応の視点を盛り込んで改定

○意識啓発の充実

- ・地域において配偶者暴力を発見しやすい立場にある医療・福祉・教育関係者への周知啓発の取組を強化する。

○身近な相談体制の充実

- ・市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進する。
- ・男性被害者の支援及び加害者への対応の観点から、男性相談のあり方を検討する。

○一時保護から自立に至る継続的な支援の推進

- ・市町村に対する専門的支援を行うとともに、市町村の福祉部門と連携した自立支援を実施する。
- ・被害者に同伴する子どもへの支援に向けて、児童相談所（子ども家庭センター）等関係機関と緊密な連携を図る。

計画期間：平成24年度から平成28年度までの5年間

施策の基本的方向

1. 配偶者からの暴力を許さない府民意識の醸成

配偶者からの暴力の防止に関する啓発（府民への啓発、医療・保健関係者、福祉・教育関係者への周知等）

2. 安心して相談できる体制の充実

府支援センター・警察／市町村における相談体制、被害者の状況に配慮した相談機能の充実

3. 緊急かつ安全な保護の実施

一時保護に係る体制充実、保護命令への対応

4. 自立への支援の充実

継続的な自立支援の実施（生活に関する支援、子どもとともに生活する被害者への支援、関係機関の連携強化等）

5. 関係機関、団体等との連携の促進等

関係機関による連携体制の強化、市町村基本計画の策定と市町村支援、民間団体との連携等